

関川村むらづくり^{きほん}基本条例『こども版』

前文

関川村は、自然や資源^{しげん}の豊かな村です。長い歴史のなかで、先人たちは苦難をのりこえ、努力して今日の豊かさを築いてきました。

私たちは、先人が与えてくれ恵みを基礎^{きそ}として、住んでいる人々が自信を持ち、誇れる村^{ほこ}にするため、一人ひとりが知恵をしぼり汗を流して、その実現に向けて立ち上がります。

私たちは、「関川村村民憲章^{けんしやう}」を「むらづくり」のめあてとして、それを推し進め、はかどらせるよう努力します。

私たちは、ここに自治^{*じち}による「むらづくり」の基本^{きほん}を明らかにするため、この「関川村むらづくり基本条例^{きほん*}」を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、関川村のむらづくりにおける村民、議会および村の役割^{やくわり}をはっきりさせ、

村民が主人公の住民自治^{*じち}の土台となるきまりを定めたものです。

第2条 (用語の定義) ^{しょうりやく}省略

(基本原則^{きほん})

第3条 村民、議会および村は、この条例を「村の憲法」として尊重^{*そんちやう}しなければならず、それぞれの立場でこの条例によるむらづくりを進めるものとします。

(基本的人権^{*きほん}の尊重^{じんけん}の尊重^{そんちやう})

第4条 村民、議会および村は、日本国憲法で定める基本的人権^{きほん}を尊重^{じんけん}し、すべてのことで村民一人ひとりの人権^{じんけん}に心を配らなければなりません。

-
- * 自治：自分で自分やそのまわりのことを決めておさめること。
 - * 条例：その都道府県や市町村だけで使われるきまり。議会の議決が必要である。
 - * 住民自治：村の政治のあり方を決める主権をもつ村民が、自分たちの考えと責任で課題解決に向け政治を動かすこと。
 - * 村：村民の選挙で選ばれた村長の責任のもとで実際に政治を行う役場組織。
 - * 尊重：価値のあるものとして大切にすること。
 - * 基本的人権：自由権、平等権などだれもがもっている人間らしく生きる権利。

(むらづくりの手引き)

第5条 村民および村は、次にかかげることを、住民自治のむらづくりを進めるときの手引きとします。

- (1) むらづくりは、村民と村とが、信頼を深めることにより進めます。
- (2) むらづくりは、村民相互の信頼と連帯を深めることにより進めます。
- (3) むらづくりは、男女がいっしょに計画から参加することを原則にします。
- (4) むらづくりは、若い人からお年寄りまで、お互いに理解し合って進めます。
- (5) むらづくりは、村民が育った国や土地の文化のちがいを尊重して進めます。
- (6) むらづくりは、村民の健康の増進と、地球環境の保全に心を配って進めます。
- (7) むらづくりは、集落やコミュニティの持ち味を大切にしながら進めます。
- (8) むらづくりは、村内に働きに来ている人や村出身者等の協力を得て進めます。

(村民の権利)

第6条 村民は、民主主義の住民自治の主人公として、みんなが、むらづくりをする権利をもっています。

(村民の義務)

第7条 1 村民は、法律や規則に定められている義務を守り、村民の自主的な活動を尊重し合うとともに、自分の発言と行動に責任をもたなければなりません。

2 村民は、自分の権利をつかうときは、村民全体の幸せと村の将来のことを考えなければなりません。

* 権利：だれにも止められないでものごとをすることができる力。

人々が求めることのできる利益。

* 義務：しなければならないつとめ。

* (コミュニティの^{やくわり}役割)

第8条 村民は、むらづくりを支える上で、村内にあるコミュニティの^{やくわり}役割が大きいことを理解し、その活動を^{そんちよう}尊重するとともに進んで参加するものとします。

(集落の^{やくわり}役割)

第9条 村民は、歴史をもつ集落が、昔から生活のよりどころとなってきたことを考え、いきいきとした集落をつくるために積極的に参加するものとします。

第10条 (むらづくり活動への^{しえん}支援) ^{しょうりやく}省略

(議会の^{やくわり}役割)

第11条 1 村の^{*}議決機関である議会は、住民自治における^{やくわり}役割を十分理解して活動しなければなりません。

2 議会は、村が村民の考えを反映した^{*ぎようせい}行政^{かんし}をしているか監視し、それを村民によく分かるようにしなければなりません。

3 議会は、議決したことについては、はやく実行できるように村の活動に理解を示すとともに、^{かんとく}監督し^{はげ}励ますものとします。

4 議会は、^{*ぼうちよう}傍聴^{を認める}など公開とし、村民に開かれた議会となるように努めるものとします。

(村の責任と^{やくわり}役割)

第12条 村は、村民の考えを取り入れ、村民を計画から参加させることを^{きほん}基本とし、全体をよく考えて、すばやく^{ぎようせい}行政の仕事を行うものとします。

* コミュニティ：村民がお互いに助け合い、はぐくみあう心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織。関川村に9つある。

* 議決機関：村民から選ばれた議員が村の提案する条例や予算を多数決で決める組織。

* 行政：法律や予算にもとづいて政治の仕事をする事。

* 傍聴：会議などを決められた席で聞くこと。

(^{*}村政の進め方)

第13条 1 村は、公正、公平で、はかどるように仕事を進めなければなりません。

2 役場の職員は、村政を村民が信用して任せているのだということを忘れず、みんなのためにまじめに積極的に仕事の責任を果たさなければなりません。

(3 ^{しょうりやく}省略)

4 役場の職員は、^{ぎょうせい}行政の仕事やむらづくりに必要な能力を進んで身につけるよう自分で勉強しなければなりません。

(^{*}総合計画等)

第14条 むらづくりを計画的に進めるために、この条例に沿って総合計画を作ります。さらに、その計画は新たな^{かだい}課題にも取り組む生きたものにしていかなければなりません。

(安全なむらづくり)

第15条 村は、災害、事故、公害、犯罪等から村民の生命と財産を守り、安心して暮らすことのできるようにするため、いろいろな関係者と協力しなければなりません。

(自治体間の連携と村外の人々との交流)

第16条 1 村民と村は、様々な活動を通して、村外の人々との交流とつながりを進めるとともに、そこで得た知恵をむらづくりに^{かつよう}活用するものとします。

2 村は、近くの市町村と^{*じょうほう}情報交換、^{そうご}相互理解、^{しせつ}公共施設の^{そうご}相互利用などを進め、近くの市町村と連絡や協力をしながらむらづくりを進めます。

-
- * 村政：村が行う政治や村民のための仕事。
 - * 総合計画：むらづくりを進める基本構想やそれを具体化する計画。
 - * 課題：解決するように求められている問題や任務。
 - * 情報：知らせ、知識、資料など。

（^{じょうほう}情報の共有の原則）

第17条 村民と村は、みんなの意見を生かしながら、自ら考えて行動していく住民自治のため、むらづくりに関する^{じょうほう}情報を共同でもつ必要があります。

（^{*じょうほう}情報公開）

第18条 1 村は、村政について、村民によく説明する責任があります。そのために積極的に^{じょうほう}情報公開を行うものとします。

2 村が作成する文書などは、村民にわかりやすいことばにします。

（^{*さんかく}参画の原則）

第19条 1 村民は、村の^{きほん}基本的な計画など重要な方針の決定に^{さんかく}参画する権利をもっています。

2 村は、総合計画をはじめ重要な計画の作成および重要な条例の^{*せいてい}制定にあたっては、村民が計画から参加できるように気を配らなければなりません。

（^{*きょうどう}協働の原則）

第20条 1 事業の^{じっし}実施にあたり、村は住民団体などのアイデアを生かし、住民との^{きょうどう}協働を進め、住民の力を生かした活動が行われるようにします。

2 村は、^{ちいき}地域の^{かだい}課題について、コミュニティおよび集落との^{きょうどう}協働を進めます。

-
- * 共有：二人以上の人が一つのものをいっしょにもつこと。
 - * 情報公開：住民の「知る権利」にこたえ、もっている情報を知らせること。
 - * 参画：村の政さくや事業の計画の立案・実しに参加すること。
 - * 制定：条例や規則などを作り決めること。
 - * 協働：住民団体などの発想を生かし、行政と村民が協力して活動すること。

^{*}
(行政評価)

第21条 1 村は、村の問題や村民の希望にこたえた政治を行っているかを調べ、その結果を村民に知らせる努力をしなければなりません。

2 村は、総合計画や行政評価に基づいた^{*ざいせい}財政の仕組みを作ります。また、村は、^{ざいせい}財政状況を積極的に村民に公表するものとします。

第22条 ^{すいしん}(推進機関等) ^{しょうりやく}省略

(条例の^{そんちよう}尊重)

第23条 議会および村は、新たに条例や規則などを定める場合は、この関川村むらづくり^{きほん}基本条例に定めてあることを守らなければなりません。

(条例の見直し)

第24条 1 村は、社会の変化に照らし、この条例がそのときにふさわしいかどうか、決められた期間ごとによく調べて決めなければなりません。

(2 ^{しょうりやく}省略)

第25条 (委任) ^{しょうりやく}省略

^ふ ^{そく}
附 則

この条例は、平成16年8月1日から^{じっし}実施します。

この条例は、平成23年8月1日から^{じっし}実施します。

-
- * 行政評価：村の仕事の進みぶりや結果を調べ、良いか悪いかを定めること。
 - * 財政：国や地方公共団体が仕事をしていくためのお金のやりくり。
 - * 財政の仕組み：予算編成や決算の仕方。

(参 考)

《関川村^{けんしょう}村民憲章》 —平成10年3月17日制定—

関川村は、山と川と湯の里として、大自然の恩恵と、先人たちの努力により発展を遂げ
てきました。

わたしたちは、こうして受け継いだあらゆる恵みに感謝し、豊かで住みよい活気あるむ
らづくりに努め、輝かしい^{かがや}未来を築き上げることを誓い、ここに村民憲章^{けんしょう}を制定します。

わたしたちは、

- 一、 自然を大切にし、うるおいに満ちた美しい村をつくります。
- 一、 恵まれた資源を生かし、活気ある産業の村をつくります。
- 一、 郷土^{きょうど}を愛し、創造力^{そうぞう}豊かな村をつくります。
- 一、 教養を高め、心豊かな村をつくります。
- 一、 心と体を鍛え^{また}、生きがいのある村をつくります。
- 一、 思いやりの気持ちを持ち、温^{ぬく}もりのある村をつくります。